

## 神流町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(23年度末)	A		B	B/A	22年度の人件費率
23年度	人	千円	千円	千円	%	%
	2,383	2,773,459	71,928	616,088	22.2	21.2

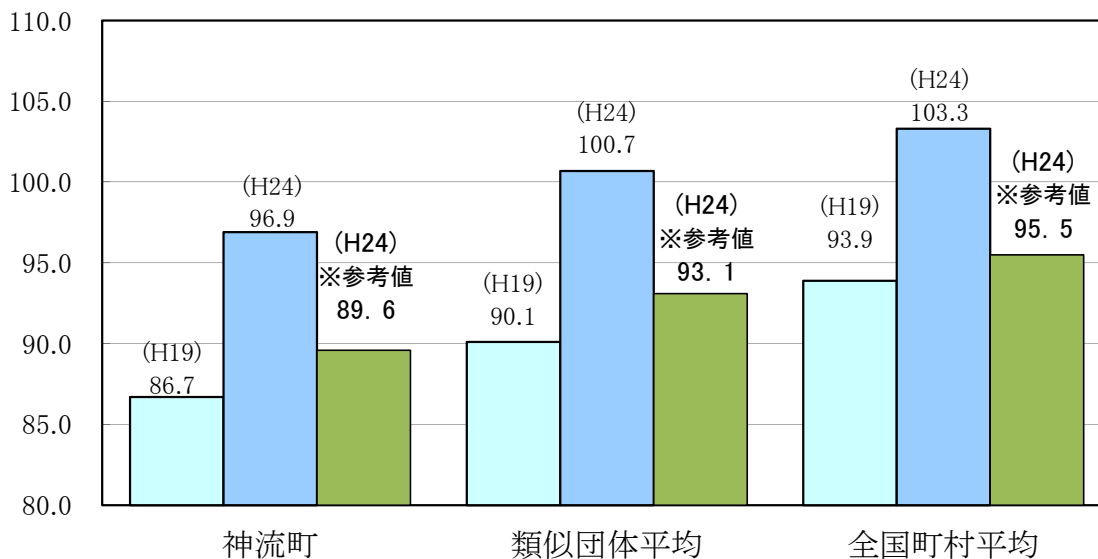
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	71	264,128	26,736	87,835	378,699	5,333	5,361

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

### 2 一般行政職給料表の状況（24年4月1日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	-	-	-	-
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	-	-	-	-

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神流町	41.8 歳	286,700 円	319,100 円	300,785 円
群馬県	43.5 歳	345,600 円	414,510 円	377,623 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	—	372,906(401,789) 円
類似団体	42.7 歳	305,195 円	346,802 円	332,520 円

##### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
神流町	50.2 歳	2 人	233,500 円	233,500 円	233,500 円	—	—	—	—
うち業務係	50.2 歳	2 人	233,500 円	233,500 円	233,500 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.13
群馬県	49.5 歳	149 人	330,000 円	365,805 円	353,938 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	270,465(285,030) 円	—	307,506(323,181) 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	3 人	265,145 円	291,195 円	280,355 円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21～23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値(減額前)である。

#### ※技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

公務員給与及び定員の適正化が叫ばれて久しいところではありますが、特に地方自治体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員と比較して高額ではとの指摘の中、給与等の現状と今後の取組みに関する基本的な考え方について公表します。

##### ・現状

平成24年4月1日現在、普通会計において2名在職。

学校給食、みかぼ高原荘の職員が該当していた。高原荘は4月1日から指定管理制度移行に伴い町職員の配置をゼロとした。

該当者に対し、小論文、面接試験を実施し、試験の結果をもって8月1日付けで一般行政職(一)とした。

勤務内容も今までの業務に加え、一般行政職と同様の事務内容とした。

##### ・基本的な考え方

平成10年以降、退職者不補充職種として新規の採用を行っておらず、今後も退職後については臨時職員対応、事務、事業の見直しを推進し、不補充の方向である。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区 分		神流町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	177,300 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	143,400 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	— 円	139,000 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」（国ベース）の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,600 円	295,200 円	— 円
	高校卒	211,500 円	262,200 円	284,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	244,300 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

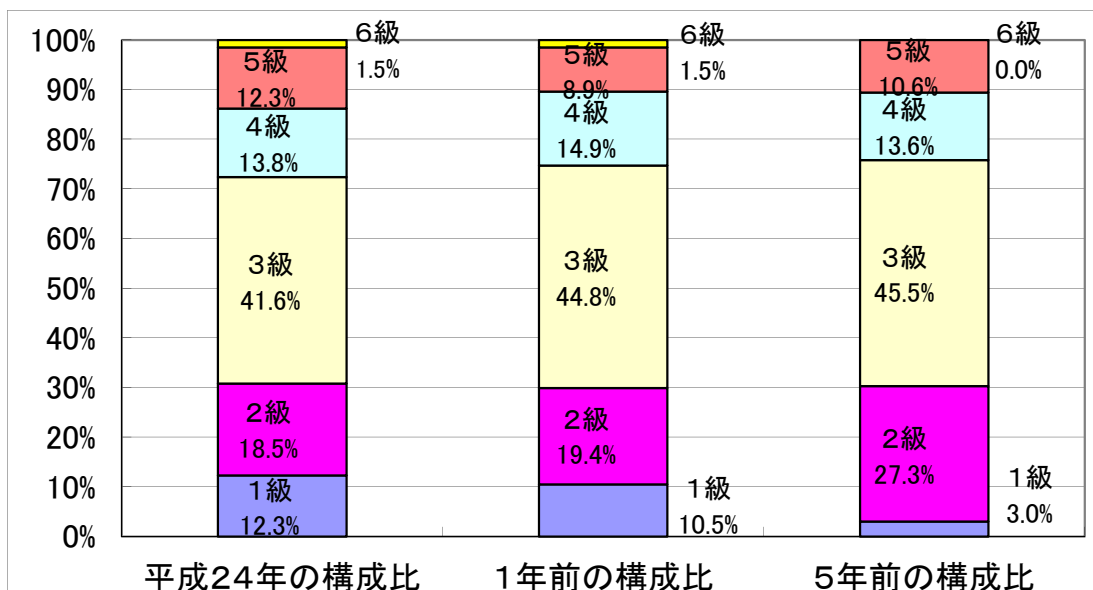
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	特に重要な業務を所掌する課長	1 人	1.5 %
5 級	会計管理者、課長及びこれに相当する職務	8 人	12.3 %
4 級	課長補佐及びこれに相当する職務	9 人	13.8 %
3 級	係長、主査及びこれらに相当する職務	27 人	41.6 %
2 級	困難な業務を行う主事及びこれに相当する職務	12 人	18.5 %
1 級	主事補、主事及びこれに相当する職務	8 人	12.3 %

(注) 1 神流町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成25年1月1日～人事評価による勤務成績を反映
--------------------------

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神流町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,241 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,668 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理監督者加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成24年12月勤勉手当から反映
------------------

(2) 退職手当 (24年4月1日現在)

神流町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	なし	2～20%加算	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
(退職時特別昇給)	なし	なし			
1人当たり平均支給額	1,596 千円	23,870 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 なし

(4) 特殊勤務手当 (24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)				3,175 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)				635,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)				7.0 %
手当の種類(手当数)				4種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
感染症等防疫作業手当	医師、看護師、保健師等		日額	1,000円
診療所医師手当	医師	時間外診療業務	月額	233,000円
診療所直看護師手当	看護師	時間外連絡業務	平日	1,400円
			休日	2,800円
行旅病人又は行旅死亡人取扱手当	医師、看護師、保健師等		日額	1,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	7,644 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	117 千円
支給実績（22年度決算）	4,691 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	66 千円

## (6) その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円。 ・22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫、弟、妹。60歳以上の父母及び祖父母。重度心身障害者。一人につき6,500円（配偶者無の場合は1人については11,000円） ・16歳から22歳の子は1人につき5,000円加算。	同じ		8,499 千円	229,702 円
住居手当	・借家、借間 月額23,000円以下の家賃 支給額=月額家賃-17,000円 月額23,000円を超える家賃 支給額=(月額家賃-23,000円)×1/2+6,000円 限度額22,000円。	異なる	加算額が国の約1/2 国11,000円 町6,000円	1,507 千円	125,583 円
通勤手当	2～5km未満 2,000円 5～10km未満 4,100円 10～15km未満 6,500円 15～20km未満 8,900円 20km以上 11,300円	異なる	国 60kmを限度 町 20kmを限度	3,351 千円	79,785 円
管理職手当	総括課長53,000円 課長45,000円 参事38,000円 補佐31,000円			8,968 千円	498,222 円
初任給調整手当	医師免許を有する者 16年未満まで 306,900円 その後別表のとおり減額	異なる	国は16年未満までは410,900円	3,419 千円	3,419,000 円
特地勤務手当	山間地その他の生活に不便な地に所在する公署に勤務する場合（給料+扶養手当）×25/100	同じ		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	管理職員が週休日、休日に臨時又は緊急の必要がある場合に勤務したとき 課長等6,500円 課長補佐等4,000円	異なる	国 一種から五種 12,000円～6,000円 町 一種 6,500円、二種4,000円	0 千円	0 円
宿日直手当	宿直 1夜 4,200円 日直 1日 4,200円	同じ		2,091 千円	63,363 円

## 6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	590,000 円	( ) 円	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 230,400 円		
	副市町村長	486,000 円	( ) 円	705,000 円 / 391,800 円		
	収入役	( ) 円	( ) 円	円 / 円		
報 酬	議 長	240,000 円	( ) 円	395,000 円 / 140,000 円		
	副 議 長	178,000 円	( ) 円	310,000 円 / 115,000 円		
	議 員	157,000 円	( ) 円	290,000 円 / 100,000 円		
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長 収入役	(24年度支給割合) 3.95 月分				
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 3.95 月分				
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長 収入役	(算定方式) 退職日給料月額×1年につき520/100		(1期の手当額) 1,227万円	(支給時期) 任期ごと	
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

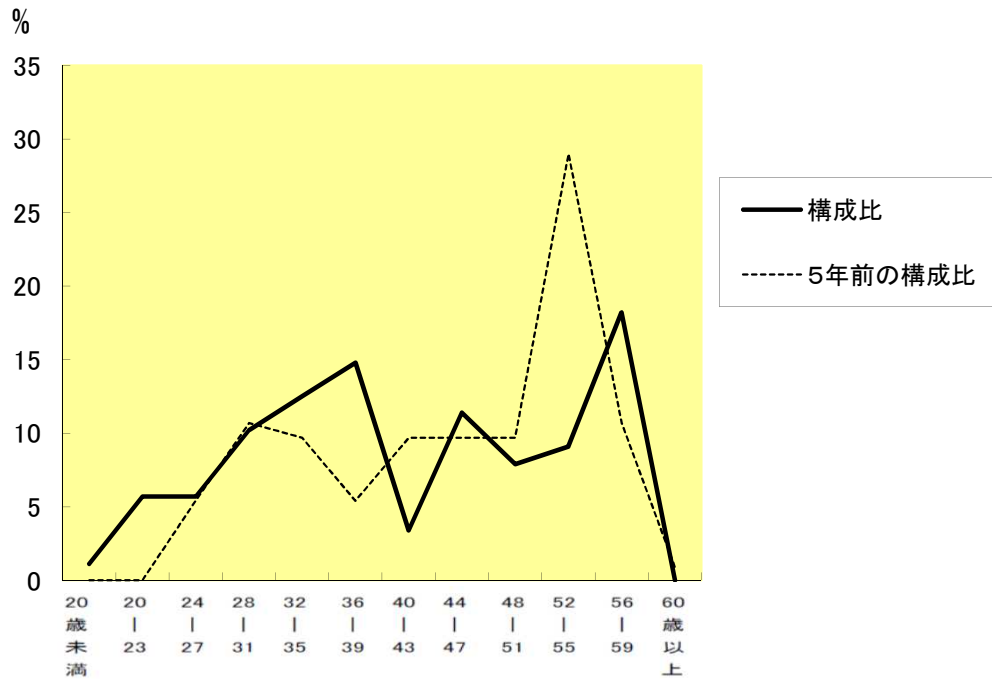
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2		
	総務	23	23		
	税務	5	5		
	労働				
	農水	6	6		
	商工	5	6	1	産業、商工、観光の充実を図るため
	土木	6	6		
	民生	9	8	-1	育休中職員の配置換え
	衛生	8	8		
	計	64	64		<参考> 人口1000人当たり職員数 26.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 221.24 人)
教育部門	8	8			
消防部門					
小 計	72	72		<参考> 人口1000人当たり職員数 30.2 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 183.21 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	2		
	下水道	1	1		
	その他	18	14	-4	みかぼ高原荘指定管理制度へ移行により
	小 計	21	17	-4	
合 計	93 [ 106 ]	89 [ 106 ]	-4	<参考> 人口1000人当たり職員数 37.3 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	5人	9人	11人	13人	3人	10人	7人	8人	16人	0人	88人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	66	64	65	60	64	64	-2 (-3.0%)
教育	10	10	8	8	8	8	-2 (-20.0%)
消防	—	—	—	—	—	—	( %)
普通会計計	76	74	73	68	72	72	-4 (-5.2%)
公営企業等会計計	18	20	20	19	21	17	-1 (-5.6%)
総合計	94	94	93	87	93	89	-5 (-5.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。